

一般市道油小路通の違法放置等物件について、道路法第44条の3第1項の規定に基づき除去し、同条第2項の規定に基づき保管していますので、同条第3項の規定に基づき公告します。

令和8年6月5日

京都市長 松井孝治

1 除去した違法放置等物件の名称、形状、数量等

名称又は種類	形状	数量
スーツケース	30 cm×50 cm×70 cm 他	22
ザック	30 cm×50 cm×60 cm 他	3
台車	50 cm×70 cm×90 cm 他	7
その他	衣類、毛布、靴等	一式

2 除去した違法放置等物件の放置されていた場所

一般市道油小路通(油小路架道橋)  
(下京区西九条北ノ内町地先)

3 違法放置等物件を除去した日

令和8年5月28日(木)

4 違法放置等物件の保管を開始した日

令和8年5月28日(木)

5 違法放置等物件の保管場所

京都市南区塩屋町283番2地先(南部土木みどり事務所倉庫)

6 連絡先

建設局土木管理部南部土木みどり事務所

(075-691-3158)

(南部土木みどり事務所)